日調連発第３３３号
令和２年２月６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（依頼）

標記について、内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室、法務省民事局民事第二課から当連合会に別添のとおり依頼がありました。

当連合会としては、政府が進めるマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に協力し、デジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進要請に応えていくこととしております。

つきましては、マイナンバーカードの活用によるデジタル化・厳格化にできる限り早期かつ円滑に対応することについて、貴会会員へ周知の上、理解と協力を求めていただきますようお願いします。

別 添

事務連絡
令和２年１月３０日

日本土地家屋調査士会連合会　御中

内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室

法務省民事局民事第二課

本人確認のデジタル化・厳格化の推進について（依頼）

令和元年６月４日にデジタル・ガバメント閣僚会議において決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（以下「政府方針」といいます。）において、金融取引、クレジットカード契約及び携帯契約時のコピー等のアナログ慣行の見直し、公的個人認証をはじめとした本人確認手続電子化の普及促進等について、関係業界等へ要請し、マイナンバーカードを用いた身分証明における電子化の普及促進を図ることとされました。

また、政府においては、安全安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に構築する観点から、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年６月１４日閣議決定）において、官民のサービスをデジタル化し、個人が安心してそれを利用できるようにするためには、当該個人が確実に本人であることを証明でき、かつ、サービス提供側がそれを確認できるようなデジタル技術による本人確認手段が必須であるとの考えを示しました。

このような考えを具体化していく施策の一つとして、金融機関における取引において、利用者の利便性向上及び金融機関の事務効率化の観点から、マイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進を図ることが重要であると考え、金融機関において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進することとし、その進捗についてマイナンバーカードを活用する金融機関数をＫＰＩとし、確認することとしました（施策集[NO.5-8]）。

国民へのマイナンバーカードの普及の一環として、マイナンバーカードのＩＣチップのスマートフォンでの読み取りについて、アンドロイドＯＳのみならず、ｉＯＳのスマート

フォンでも可能となる目途が立ったところであり、多くの国民が保有するスマートフォンがマイナンバーカード対応のカードリーダーとして活用できるようになります。これによりマイナンバーカードの利用環境も大きく改善されるばかりか、本人確認書類の券面や当該書類をコピーしたものの偽造等の不正防止に役立つことが期待されます。

つきましては、こうしたマイナンバーカードの普及や利用環境の整備状況等も踏まえつつ、マイナンバーカード、運転免許証、旅券及び在留カード等による偽造困難なＩＣカードを用いた本人確認を基本とする各種本人確認法制の将来的な見直しも念頭におき、関係業界の皆様にデジタル技術による本人確認手段等の確保及び本人確認のデジタル化・厳格化の推進をしていただくことを要請いたします。

貴連合会におかれましても、法令上認められた本人確認手続の中で対面・非対面に関わらずマイナンバーカード等の活用によるデジタル化・厳格化にできる限り早期かつ円滑に対応していただくよう、単位会を通じて会員各位のご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお、政府方針等は高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）のホームページに掲載されておりますのでご活用ください。

〇政府方針

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190604/houshin.pdf

〇デジタル・ガバメント閣僚会議(第４回)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/gijisidai.html

〇世界最先端デジタル国家創造宣言･官民データ活用推進基本計画

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20190614/siryou1.pdf